

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、善通寺市土地改良区が単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）山相地区を行うことについて令和7年10月28日認可した。

令和7年11月4日

香川県知事 池 田 豊 人